

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第100回

外商投資企業の解散清算（2）

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

2008年1月15日に「外商投資企業清算弁法」が廃止されたことを受け、外商投資企業の解散清算に関する規定が幾つか出されている。本稿では、これらの規定に触れながら、外商投資企業の解散事由の具体的な内容及び解散の手続について検討する。

1 外商投資企業の解散事由

Q1 外商投資企業に特有な解散事由としてどのようなものがあるのでしょうか。

A1 外商投資企業に特有な解散事由としては、重大な欠損が生じて経営を継続することが不可能になった場合、合弁・合作の一方当事者の契約・定款違反により経営を継続することが不可能になった場合等があります。

（1）解散事由を規定する法令の優劣

会社の一般的な解散事由については、「中華人民共和国会社法」（以下「会社法」という）が規定している。

一方で、中外合弁企業については「中外合弁経営企業法実施条例」（以下「合弁企業法実施条例」という）、中外合作企業については「中外合作経営企業法実施細則」（以下「合作企業法実施細則」という）、さらに独資企業（外資合弁企業を含む）については「外資企業法実施細則」（以下「独資企業法実施細則」という）（以下併せて「外商投資企業関連の行政法規」という）が、それぞれの企業特有の解散事由について規定している。

この「会社法」と「外商投資企業関連の行政法規」の適用関係については、前稿でも触れたように、一般的には、「会社法」が「外商投資企業関連の行政法規」に優先して適用されるが、「会社法」に規定がない部分については「外商投資企業関連の行政法規」も適用される。

この点、2008年10月20日に国家工商行政管理総局及び商務部が連名で公布した「外商投資企業の解散抹消登記管理に関する問題の通知」（以下「工商・商

務通知」という)第1条は、「外商投資企業関連の行政法規」の内、解散事由を規定した「合併企業法実施条例」第90条、「合作企業法実施細則」第48条及び「独資企業法実施細則」第72条が適用される旨明記している。

従って、外商投資企業の解散の場合、「外商投資企業関連の行政法規」規定の解散事由及び「会社法」が規定する一般的な解散事由が共に適用されることになる。

(2) 解散事由の種類

会社の解散事由は具体的には以下のとおりである。

- ① 経営期間の満了（「会社法」第181条第1号前段、「合併企業法実施条例」第90条第1項第1号、「合作企業法実施細則」第48条第1項第1号及び「独資企業法実施細則」第72条第1項第1号）
- ② 株主会等による解散決議（「会社法」第181条第2号）
- ③ 会社の合併または分割（「会社法」第181条第3号）
- ④ 営業許可証の取り消し、廃業命令等（「会社法」第181条第4号、「合作企業法実施細則」第48条第1項第5号及び「独資企業法実施細則」第72条第1項第5号）
- ⑤ 会社解散訴訟に基づく人民法院による解散裁定（「会社法」第181条第5号及び第183条）
- ⑥ 重大な欠損による経営継続不能（「合併企業法実施条例」第90条第1項第2号、「合作企業法実施細則」第48条第1項第2号及び「独資企業法実施細則」第72条第1項第2号）
- ⑦ 不可抗力を原因とする重大な損失による経営継続不能（「合併企業法実施条例」第90条第1項第4号、「合作企業法実施細則」第48条第1項第2号及び「独資企業法実施細則」第72条第1項第3号）
- ⑧ 経営目的の未達且つ発展見込みの不存在（「合併企業法実施条例」第90条第1項第5号）
- ⑨ 合併・合作の一方当事者の契約・定款違反による経営継続不能（「合併企業法実施条例」第90条第1項第3号及び「合作企業法実施細則」第48条第1項第3号）
- ⑩ 定款規定の解散事由の発生（「会社法」第181条第1号後段、「合併企業法実施条例」第90条第1項第6号、「合作企業法実施細則」第48条第1項第4号及び「独資企業法実施細則」第72条第1項第6号）

※ 各法規が規定する解散事由

根拠条文	解 散 事 由
「会社法」第181条及び第183条	<ul style="list-style-type: none"> i 会社の定款に規定する営業期間の満了または会社の定款が規定するその他の解散事由が発生した場合 ii 株主会または株主総会が解散を決議した場合 iii 会社の合併または分割により解散が必要な場合 iv 法により営業許可証が取り消され、廃業を命ぜられまたは取り消された場合 v 人民法院が会社法第183条の規定に基づき解散させた場合 ※「会社法」第183条・・・会社の経営管理に重大な困難が生じ、引き続き継続すると株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあり、その他の方法によっても解決できない場合、会社の全部の株主議決権の10%以上を保有する株主は、人民法院に会社の解散を請求することができる。
「合併企業法实施条例」第90条第1項	<ul style="list-style-type: none"> i 合併期間が満了した場合 ii 企業に重大な欠損が生じ、経営を継続できない場合 iii 合併当事者の一方が合併企業の協議、契約、定款に規定する義務を履行しないことにより、企業が経営を継続しようがなくなった場合 iv 自然災害、戦争等の不可抗力により重大な損失を被り、経営を継続しようがない場合 v 合併企業がその経営目的を達成しておらず、同時に発展の見込みがない場合 vi 合併企業の契約、定款に規定するその他の解散事由が既に発生した場合
「合作企業法実施細則」第48条第1項	<ul style="list-style-type: none"> i 合作期間が満了した場合 ii 合作企業に重大な欠損が生じ、又は不可抗力により重大な損失を被り、経営を継続できない場合 iii 中外合作者の一方又は複数の当事者が合作企業の契約、定款に規定する義務を履行しないことにより、合作企業が経営を継続しようがなくなった場合 iv 合作企業の契約、定款に規定するその他の解散事由が既に発生した場合 v 合作企業が法律、行政法規に違反し、法により廃業を命じられた場合
「独資企業法実施細則」第72条第1項	<ul style="list-style-type: none"> i 経営期間が満了した場合 ii 経営不振で、重大な欠損が生じ、外国出資者が解散を決定した場合 iii 自然災害、戦争等の不可抗力によって重大な損失を被り、経営を継続しようがない場合 iv 破産した場合 v 中国の法律、法規に違反し、社会公共の利益を脅かし、法に従って取消された場合 vi 外資独資企業の定款に規定するその他の解散事由が既に発生した場合

2 会社解散に必要な手続

Q2(1) 日本企業A社と中国企業B社が共同で出資する中外合弁企業X社は、折からの不況で多額の欠損が生じ経営を継続できなくなったため解散することにしました。X社を解散するためにはどのような手続が必要でしょうか。

(2) A社が、B社の合弁契約違反により、X社の経営を継続できないと判断して解散する場合、どのような手続が必要でしょうか。

A2(1) X社を解散するためには、X社の董事会において解散についての全会一致決議を得たうえで、審査許可機関に対して、解散申請書、董事会による解散決議書、企業批准証書及び営業許可証を提出し、解散について審査許可機関の許可を得なければなりません。

(2) (1)と同じ手続を採ることで解散することができますが、B社が解散に反対し、X社の董事会において全会一致決議が得られない場合、審査許可機関の許可の代わりに人民法院の裁定または仲裁機構の裁決を得て解散することも可能です。なお、人民法院の裁定等を得た場合、董事会の解散決議書の提出は不要と思われます。

外商投資企業の解散手続については、主に、(1) 審査許可機関の許可の要否、及び(2) 必要提出書類（特に董事会の全会一致決議書の要否）を巡って問題となる。解散手続については、従来から「外商投資企業関連の行政法規」及び「外商投資企業清算弁法」が根拠規定とされてきたが、これらの規定からは上記の点について明確でない部分が多く、また、2008年1月に「外商投資企業清算弁法」が廃止されてしまったため、さらに不明確になっていた。

そのため、審査許可機関である商務部弁公庁は、2008年5月5日に、「外商投資企業の解散及び清算業務を法に基づき適切に行うことに関する指導意見」（以下「商務部意見」という）を公布し、上記の問題を明確にすることを試みたが、商務部単独の意見であったこともあり、なお不明な部分が残されていた。

そこで、2008年10月、商務部だけではなく、登記機関である工商局も共同で「工商・商務通知」を公布し、上記の問題について、下記表のように、その取り扱いを明確にした（「工商・商務通知」第2条）。

	解 散 事 由	必 要 手 続
i	① 経営期間の満了 ④ 営業許可証の取り消し、廃業命令等 ⑤ 会社解散訴訟に基づく人民法院による解散裁定	直接に清算手続に入り、審査許可機関の許可を得る必要はない
ii	⑥ 重大な欠損による経営継続不能	審査許可機関に事前解散申請書、董事会等に

	⑦ 不可抗力を原因とする重大な損失による経営継続不能 ⑧ 経営目的の未達且つ発展見込みの不存在 ⑩ 定款規定の解散事由の発生	よる解散決議書、企業批准証書及び営業許可証を提出し、許可を得なければならない
iii	⑨ 合併・合作の一方当事者の契約・定款違反による経営継続不能	審査許可機関に事前解散申請書、董事会等による解散決議書、企業批准証書及び営業許可証を提出し、審査許可機関の許可または人民法院の裁定により解散しなければならない

※ ②「株主会等による解散決議」を事由とする解散手続については「工商・商務通知」では規定されていないが、独資企業（外資合併企業）の株主会が解散決議を行う場合、上記表 ii の各解散事由とのバランスからは、審査許可機関の許可が求められるものと思われる。

※ ③「会社の合併または分割」を事由とする解散手続については「工商・商務通知」では規定されていないが、「外商投資企業の合併及び分割に関する規定」に基づき審査許可機関に解散の申請を行うことになるものと思われる。

（１）審査許可機関の許可の要否

上記表のように、「工商・商務通知」は、各解散事由を３つに分類して審査許可機関の許可の要否について明記している。

すなわち、i の各解散事由で解散する場合、直接に清算手続きに入るため審査許可機関の許可は不要であるが、ii の場合は、審査許可機関の許可が必ず必要であり、また、iii の場合は、審査許可機関の許可または人民法院の裁定の何れかが必要とされている。

この点、iii が規定する「⑨合併の一方当事者の契約違反等」の事由で解散する場合について、「商務部意見」では、「管轄権のある人民法院または仲裁機構が下し、効力が生じた判決または裁決」を審査許可機関に提出してその許可を受ける必要があると解されていたが（「商務部意見」第２条）、「工商・商務通知」では、「審査許可機関の許可または人民法院の裁定」の何れかで足りるため、「人民法院の裁定」を得た場合は「審査機関の許可」は不要であることが明確になった。

このような取り扱いは、企業清算の開始日を、「審査許可機関が解散を許可した日、または人民法院の判決若しくは仲裁機構の裁決により企業の契約が終了した日」（「外商投資企業清算弁法」第５条）として、判決または裁決により企業の契約が終了した場合には審査許可機関の許可を得ずにそのまま清算手続に入るとしていた従来の実務とも合致している。

なお、iii の場合に必要な「審査許可機関の許可または人民法院の裁定」について、「工商・商務通知」では、「人民法院の裁定」のみが規定され「仲裁機関の裁決」は明記されていないが、中外合併企業の合併契約等には仲裁合意が規

定されていることが多いとの実情からすれば、「人民法院の裁定」だけでなく「仲裁機関の裁決」も含めるべきと言える。

この点、「工商・商務通知」も、その添付資料である「外商投資の会社の抹消登記に提出が必要な書類及び規範要求」に「仲裁機構の裁決」も記載しており（「工商・商務通知」添付資料の規範要求4及び5を参照）、「人民法院の裁定」だけでなく「仲裁機関の裁決」も含めることを前提にしているものと思われる。

（2）必要提出書類

上記表のように、ii及びiiiに規定する事由により会社を解散する場合、審査許可機関に「事前解散申請書」、「董事会等による解散決議書」、「企業批准証書」及び「営業許可証」を提出しなければならない。

そして、中外合弁企業及び中外合作企業においては、企業の解散は董事会の出席董事による全会一致決議事項とされているため（「合弁企業法実施条例」第33条第1項第2号、「合作企業法実施細則」第29条第1項第3号）、上記の「董事会等による解散決議書」は董事会の全会一致決議書ということになる。

しかし、iiiが規定する「⑨合弁の一方当事者の契約違反等」の場合に、常に「董事会等による解散決議書」（董事会の全会一致決議書）の提出を求めると、契約に違反した合弁当事者の派遣する董事が会社の解散に反対して解散ができないといった不合理な事態が生じかねない。

そこで、iiiの場合の「董事会等による解散決議書」の提出については、当事者が合意した上で審査許可期間に解散の許可を申請する場合は必要だが、当事者間で意見が相違し訴訟または仲裁で解決を図り「人民法院の裁定または仲裁機構の裁決」を得た場合は不要と理解するのが合理的であり、今後の運用もそのように行われる可能性が高いのではないと思われる。

（3）審査許可に要する期間

これまで、解散に審査許可機関の許可を要する場合の審査許可の期間については法定されていなかったため、審査許可機関がなかなか許可を出さず、企業が解散できるか否か分からない不安定な状態に長く置かれるといった事態も見受けられた。

しかし、「商務部意見」が、審査許可の期間について、「審査許可機関が解散申請書及び関連資料を受領した後10営業日以内に、企業解散を批准する文書を発行し、全国外商投資企業審査許可管理システムに企業解散許可の情報を追加する」（同第2条第3項）と明記したため、今後は速やかな審査許可が期待できるようになった。